

富山県警察機関誌編集等要綱の制定について（例規通達）

富山県警察機関誌の編集及び発行については、「富山県警察機関誌編集及び発行要綱」（平成5年3月26日富教第249号）に基づき実施してきたところであるが、富山県警察機関誌は財団法人富山県警察協会が発行することとなったことから、この度、新たに、別添のとおり「富山県警察機関誌編集等要綱」を制定し、平成14年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、「富山県警察機関誌編集及び発行要綱」は、廃止する。

別添

富山県警察機関誌編集等要綱

第1 富山県警察機関誌の目的

富山県警察機関誌（以下「機関誌」という。）は、富山県警察職員（以下「職員」という。）の教養を高めるとともに職員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2 機関誌の名称

機関誌の名称は、「まもり」とする。

第3 機関誌の規格

機関誌の規格は、日本産業規格B列5番とする。

第4 機関誌の編集

機関誌は、毎月1回の発行に合わせて編集する。ただし、必要により、臨時に編集することができる。

第5 富山県警察機関誌編集委員会

- 1 警察本部に、富山県警察機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、機関誌の編集及び発行に関し、その円滑な推進と誌面内容の充実化を図るため必要な事項について審議するものとする。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
委員長 警務部長
委員 警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、地域部地域企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、警備部公安課長、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）、警務部厚生課長
- 4 中部管区警察局富山県情報通信部通信庶務課長は、委員として委員会に出席することができる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代理する。

第6 富山県警察機関誌編集幹事会

- 1 委員会の下に、富山県警察機関誌編集幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、委員会から委任された事項及び機関誌の年間編集計画等の企画、編集方針その他必要な事項について検討を行い、具体的な対策を決定する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
幹事長 教養課長
幹事 警務部総務課広報室長、警務部警務課次席、警務部教養課次席、警務部厚生課次

席、生活安全部生活安全企画課次席、地域部地域企画課次席、刑事部刑事企画課次席、交通部交通企画課次席、警備部公安課次席、警察学校副校長

- 4 中部管区警察局富山県情報通信部通信庶務課次席は、幹事として幹事会に出席することができる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。

第7 機関誌の内容の充実

- 1 教養課長は、職員に対して、随時、機関誌の内容等についてアンケート調査等を実施するなど、その内容の充実に努めるものとする。
- 2 警察本部の各課、室、隊、所、センター及び学校の次席、副隊長、副所長、副センター長及び副校長並びに各警察署の副署長及び次長（富山中央警察署及び高岡警察署は、警務課長）並びに中部管区警察局富山県情報通信部通信庶務課次席は、機関誌の編集等に関し、教養課長に協力するものとする。

第8 事務の処理

- 1 機関誌の編集及び発行並びに委員会及び幹事会に関する事務は、警務部教養課において処理する。
- 2 機関誌の編集責任者は、教養課長とする。